

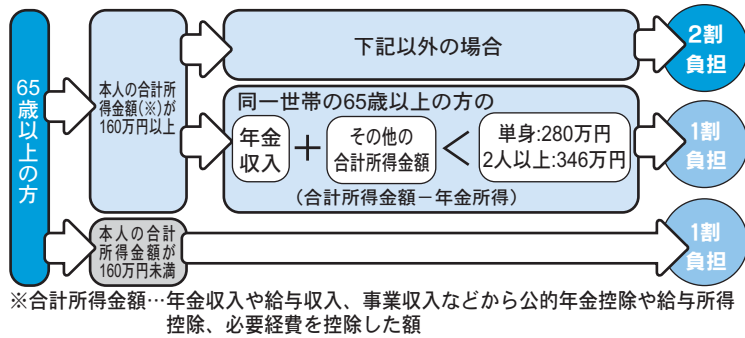
# 介護保険制度が 変更になります

## ～利用者負担の見直し～

介護保険制度は、介護が必要になっても住み慣れた地域や自宅で暮らし続けるために社会全体で支え合う仕組みです。この制度を持続していくため、八月から利用者の費用負担の見直しを行います。今月号の特集では、制度変更の内容と、町独自に実施している助成制度などについてお知らせします。

### 一定以上の所得のある方は 2割負担に

これまで、介護サービスを利用した場合の利用者負担は、所得にかかわらず一割でした。八月から、一定以上の所得のある方は、利用者負担を二割に引き上げます。一定以上の所得のある方は、六十五歳以上の方で、合計所得金額が百六十万円以上（単身で年金収入のみの場合、二百八十万円以上）の方です。



得金額が百六十万円以上（単身で年金収入のみの場合、二百八十万円以上）の方です。ただし、世帯内の六十五歳以上の方の年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で二百八十万円、二人以上で三百四

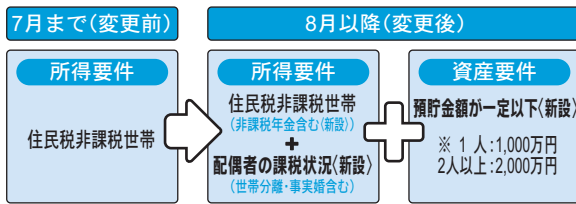
十六万円未満の方は一割負担のままです。

### 負担割合証をサービス事業者に提示してください

現在、要介護（要支援）認定を受けている方には、負担割合が記載された「負担割合証」を七月に送付しています。※サービスを利用される際は、被保険者証と負担割合証の二枚をサービス事業所や施設に提示してください。

### 食費・部屋代の軽減基準の変更

介護保険施設やショートステイを利用した場合、食費・部屋代は本人負担が原則です。低所得の方については、軽減する制度を設けています。これまでは、住民税非課税世帯の方であれば一律負担軽減の対象となっていました。八月からは、次の要件のいずれかに該当した場合は、



軽減の対象外となります。

①利用者の配偶者（事実婚や世帯分離を含む）が住民税課税者である場合

②預貯金等（有価証券や金・銀等含む）の金額が、一千万円（配偶者がいる場合は合わせて二千万円）を超える場合

現在、負担軽減を受けられている方には、八月上旬に更新の申請書を送付します。

※申請の際には、通帳等の写しを忘れずに提出してください。

現役並み所得世帯の負担上限を引上げ

### 現役並み所得世帯の負担上限を引上げ

介護サービスを利用する場合、利用者の所得に応じて、月々の負担の上限が設定されています。

これまで、上限額が三万七千二百円であった方のうち、「現役並み所得に相当する方がいる世帯の方」の負担上限を四万四千四百円に引き上げます。対象は、同一世帯内に課税所得百四十五万円以上の六十五歳以上の方がいる世帯です。ただし、一定収入未満の方は、申請していたらと、上限額が従来の三万七千二百円となります。

新しい上限額区分に該当する方のうち、申請書を提出することで従来の上限額に据え置かれる可能性のある方には、八月上旬に申請書を送付します。

※申請の際には、源泉徴収票など公的年金及び給与収入額が確認できる書類も忘れずに提出してください。